

東温市貨物自動車運送事業者 応援給付金支給事業



物価高騰や2024年問題等の影響により、厳しい経営状況に置かれている市内の貨物自動車運送事業者の事業の継続を支援し、市内物流を確保することを目的として、応援給付金を交付します。

受付期間

令和7年 7月25日（金）から
令和7年10月31日（金）まで

※受付時間 8時30分から17時まで
※土日・祝日は除く
※郵送の場合は必着

軽貨物自動車

1 万円/台

一般貨物自動車

2 万円/台

※所有する車両の台数に応じて算定（**1事業者上限10万円**）

※1事業者に限り1回限り

対象となる貨物自動車運送事業者

- 1 東温市内に事業所を有する貨物自動車運送事業者（市内に住所を有する個人事業主を含む）※霊柩運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者を除く
- 2 自動車検査証の「使用の本拠の位置」の欄に市内の住所が記載されている一般貨物自動車（緑ナンバー）又は軽貨物自動車（黒ナンバー）を所有していること（自ら使用権限を有する車両に限る）
- 3 市税等を完納していること（必ず事前にご確認の上、申請してください）
- 4 応援給付金を事業活動等の充実に活用し、将来に向かって事業活動に取り組んでいること
- 5 応援給付金の給付を受けた後も事業を継続する意思があること

【次の方は対象となりません】

- ・令和7年度に実施する「東温市エネルギー価格高騰対策中小零細企業応援給付金」を申請し、かつ、受給した者
- ・暴力団及び暴力団と関係のある者、風俗営業及び性風俗関連特殊営業
- ・国、公共法人、政治団体、宗教団体 等

提出書類

提出書類		確認
東温市貨物自動車運送事業者応援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)		☐
誓約書(様式第2号)※代表者の欄は、 必ず自署 をお願いします		☐
参考資料(以下の書類)		
個人事業主	①一般貨物自動車運送事業の許可書(認可書)の写し又は貨物軽自動車運送事業経営届出書(変更のある場合は、経営変更届出書も)の写し (運輸支局による証明も可とする。)	☐
	②全ての対象車両の自動車検査証(車検証)の写し ※支給対象者が所有権又は使用权を有することが確認できるもの ※電子車検証(A6サイズ)の場合は、自動車検査証記録事項の写し	☐
	③住民票(※申請日より3か月以内に発行したもの)又は本人確認書類の写し(※申請者本人の運転免許証、パスポート、保険証など)	☐
	④申請者本人名義の口座通帳の写し ※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両面 ※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は口座情報を確認できるサイトページ画面のコピー	☐
法人等	①一般貨物自動車運送事業の許可書(認可書)の写し又は貨物軽自動車運送事業経営届出書(変更のある場合は、経営変更届出書も)の写し (運輸支局による証明も可とする。)	☐
	②全ての対象車両の自動車検査証(車検証)の写し ※支給対象者が所有権又は使用权を有することが確認できるもの ※電子車検証(A6サイズ)の場合は、自動車検査証記録事項の写し	☐
	③履歴事項全部証明書 ※申請日より3か月以内に発行したもの ※支店登記がない場合は、支店の営業が確認できるもの(パンフレットやホームページ等)も	☐
	④法人名義の口座通帳の写し(法人の代表者名義も可) ※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両面 ※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は口座情報を確認できるサイトページ画面のコピー	☐

【申請書の様式のダウンロード先】

東温市HP ⇒ しごとの情報 ⇒ 企業支援 ⇒ 東温市貨物自動車運送事業者応援給付金を給付します

【申請方法】

持参又は郵送での申請となります。なお、郵送の際は**角形2号サイズ**での**郵送**をお願いします。

また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をご利用ください。

※切手は貼付の上、**裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。**

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

〒791-0211 東温市見奈良530番地1 東温市地域活力創出課 応援給付金窓口 宛

【相談・申請などのお問い合わせ先】

東温市地域活力創出課企業振興係 TEL:964-4414 (受付時間8時30分～17時15分)